

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成31年1月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800403号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800029号

## 第1 結論

昭和48年10月から昭和\*年\*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月から昭和\*年\*月まで

私は、A社を退職したので、昭和48年10月にB町役場(現在は、B市役所)で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料は、私が夫の保険料と一緒に金融機関の窓口で請求額面通りの金額を納付書で納付していた。当時、居住していたB町が昭和\*年\*月\*日にB市となり、その後B市役所の国民年金担当窓口において、昭和48年10月にB町で交付された国民年金手帳を返し、B市交付の年金手帳を受け取ったことから記録が書き換えられ、B町で納付していた期間が全て未納とされている。請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和48年10月にB町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、金融機関の窓口で納付していたが、B市となった昭和\*年\*月以降、B市役所の国民年金担当窓口において、昭和48年10月にB町で交付されたとする国民年金手帳を返し、B市交付の年金手帳を受け取ったことから記録が書き換えられ、B町で納付していた期間が全て未納とされていると主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和\*年11月に夫婦連番で払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は当該月に初めて行われ、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年10月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられ、請求者の主張する加入手続時期と相違する。

また、上記手帳記号番号が払い出された昭和\*年11月時点では、請求期間のうち昭和\*年\*月以前の期間は、時効により保険料を納付することができず、請求期間のうち昭和\*年\*月から昭和\*年\*月までの期間は、過年度納付が可能であり、請求期間のうち昭和\*年\*月から

同年\*月までは、現年度納付することが可能であるところ、請求者は納付期限内に納付しており、遡って納付したことがないと陳述している。

さらに、B町は昭和\*年\*月\*日の市制施行によりB市となったが、同市によれば、国民年金に加入し、手帳記号番号が払い出されると一生を通じて変わらないものであることから、既に国民年金に加入している被保険者に対して、B町の時代に交付した年金手帳を回収して新たな年金手帳を交付することはない旨回答しており、請求者が所持する年金手帳は、前記のとおり、昭和\*年11月に手帳記号番号が払い出された時に交付された年金手帳であると考えられる。

加えて、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査及び昭和47年10月から昭和49年9月までの期間にB町で払い出された手帳記号番号の確認調査を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800404号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800030号

## 第1 結論

昭和48年8月から昭和\*年\*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年8月から昭和\*年\*月まで

私は、A社を退職したので、妻が昭和48年8月にB町役場(現在は、B市役所)で国民年金と国民健康保険の加入手続を行ってくれた。請求期間の国民年金保険料は、妻が私に代わって金融機関の窓口で請求額面通りの金額を納付書で納付し、妻が昭和48年10月に国民年金に加入してからは夫婦の保険料を一緒に納付してくれていた。当時、居住していたB町が昭和\*年\*月\*日にB市となり、その後B市役所の国民年金担当窓口において、昭和48年8月にB町で交付された国民年金手帳を返し、B市交付の年金手帳を妻が受け取ったことから記録が書き換えられ、B町で納付していた期間が全て未納とされている。請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が昭和48年8月にB町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、金融機関の窓口で納付してくれていたが、昭和\*年\*月以降、B市役所の国民年金担当窓口において、昭和48年8月にB町で交付されたとする国民年金手帳を返し、B市交付の年金手帳を妻が受け取ったことから記録が書き換えられ、B町で納付していた期間が全て未納とされていると主張している。

しかしながら、B市の住民票によれば、請求者がB町の住民となった日は昭和48年10月1日と記載されていることが確認でき、当該月前はB町役場で請求者の国民年金の加入手続を行うことができない上、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和\*年11月に夫婦連番で払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は当該月に初めて行われ、年金手帳に初めて被保険者となった日と記載されている昭和48年8月26日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられ、請求者の主張する加入手続時期と相違する。

また、上記手帳記号番号が払い出された昭和\*年11月時点では、請求期間のうち昭和\*年\*月以前の期間は、時効により保険料を納付することができず、請求期間のうち昭和\*年\*月から昭和\*年\*月までの期間は、過年度納付が可能であり、請求期間のうち昭和\*年\*月から同年\*月までは、現年度納付することが可能であるところ、請求者の妻は納付期限内に納付しており、遡って納付したことがないと陳述している。

さらに、B町は昭和\*年\*月\*日の市制施行によりB市となったが、同市によれば、国民年金に加入し、手帳記号番号が払い出されると一生を通じて変わらないものであることから、既に国民年金に加入している被保険者に対して、B町の時代に交付した年金手帳を回収して新たな年金手帳を交付することはない旨回答しており、請求者が所持する年金手帳は、前記のとおり、昭和\*年11月に手帳記号番号が払い出された時に交付された年金手帳であると考えられる。

加えて、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査及び昭和47年10月から昭和49年9月までの期間にB町で払い出された手帳記号番号の確認調査を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。